

陳 情 書

平成 20 年 6 月 16 日

参 議 院 議 員

佐 藤 信 秋 殿

社団法人日本建築構造技術者協会東北支部
支 部 長 八 ッ 賀 英 幸

建築基準法の改正が平成19年6月に施行され、建築確認申請の厳格化が図られております。それ以降建築確認申請件数が減少していることはご承知のとおりです。

(社)日本建築構造技術者協会(略称JSCA)東北支部では、改正建築基準法が建築構造設計者へ与えた影響や、建築構造設計業界の現状を分析するとともに、その将来予測と建設産業業界への影響を推測するための調査を行ないました。その結果、建築構造設計業界のキャパシティ縮小現象が起こっている事が建築確認申請件数減少の一因となっていることがわかりました。また、近年建築学科の学生が構造設計者を目指すことを敬遠しているため、若手構造設計者不足が慢性化しており、世代交代がスムーズに行えず、今後急速に建築構造設計者の絶対数が減少する事は明白です。また、それが建設産業全体に大きな影響を与える危惧があることが判明いたしました。

このまま放置すれば、10～15年後には建築構造設計者が激減していることは明らかであり、国内で建築構造設計を行うことは困難となります。そうすれば、建築設計工程は構造設計工程に支配されるため、1～3号建物の設計可能な物件数は激減することになり、ひいては建築着工棟数も激減することが容易に予想されます。

つまり、建築構造設計業界のキャパシティ縮小は、単に建築構造設計業界のみの問題ではなく、建設産業全体のキャパシティ縮小に繋がることになることがわかります。

我々は、業界の当事者として、そのような事態は回避させなければなりません。そのため、本調査結果をご高覧頂き、その実情をご理解頂いただければ幸甚に存じます。

また、現在改定作業中である告示1206号(設計報酬告示)に、本調査結果の趣旨を織り込んで頂ければ、建築構造設計者が適正な構造設計報酬を得られることができます。そうすれば、建築学科の学生が構造設計者を魅力のある職業と認識する要素のひとつとなり、若手構造設計者の確保と建築構造設計業界のキャパシティ拡大に向けて大きく前進することができると考えます。

以下、そのための資料を添付いたしますので、建築構造設計業界ならびに建設産業業界の持続的発展のために御支援ご指導を賜りたくお願い申し上げます。

§ 1 アンケート調査の実施概要

1. 調査の目的

- ・改正建築基準法が建築構造設計者へ与えた影響を調べる。
- ・建築確認申請件数が前年度比で減少しているが、その事実と改正建築基準法の施行や建築構造設計業界との関連を調べる
- ・建築構造設計業界の現状を分析し、同業界の将来予測と建設産業業界への影響を推測する。

2. 調査の実施概要

- ・調査対象 東北6県の建築構造設計専門事務所のほぼ全事業所
(JSCA東北支部が把握している、すべての事業所(181社))
- ・回収数と回収率 75社(回収率 41.4%)
- ・実施時期 平成20年2月
- ・実施団体 社団法人日本建築構造技術者協会東北支部
NPO法人FASA 仙台建築構造設計事務所協会
山形構造設計研究会

§ 2 アンケート調査の結果

1. 小規模事務所が多い

従業員5名以下の事業所が全事業所の80%を占める。

2. 経営者の高齢化

50, 60歳台の経営者が全体の約80%を占める。

3. 後継者不足

全体の85%の事業所で後継者が不在である。

4. 次世代を担う若手技術者不足

次世代を担う30~40歳台の若手技術者は、今回調査範囲では54名しかいない。

5. 所員の収入

建築構造設計事務所員の所定内賃金は、40歳台で、302,750円/月であり、宮城県の建設業従事者の所定内賃金よりも10.5%低い。

6. 改正建築基準法の影響

- ①建築構造設計者の物件ごとの業務量は、建築基準法改正前に比べて1.5~2倍に増加している。
- ②建築構造設計者の物件ごとの構造設計報酬は、40%の事業所で、平均1.25倍程度の増額を得ているが、60%の事業所では構造設計報酬の増額は得ていない。
- ③構造設計業界としてのキャパシティは、建築基準法改正以前と比較し60~70%に減少しており、意匠設計事務所からの構造設計依頼にこたえることができない。それがボトルネックとなり建築確認申請件数の減少に少なからず影響を与えている。

- ④全体の38%の経営者が、建築基準法改正をきっかけとして、転職や廃業を考えたことがあると回答しており、経営マインドが大幅に後退している。

§ 3 アンケート調査結果から危惧されること

- ・ 建築構造設計業界の設計物件のキャパシィは法改正前と比較して、60～70%に減少している。それが、設計期間の長期化と物件数の低迷につながり確認申請物件数や着工物件数の減少にも少なからず影響を与えており、構造設計がボトルネックとなっている可能性が高く、建築構造設計業界のみならず建設産業界すべてに影響を与えている。
- ・ 建築構造設計者、事務所経営者の高齢化が進んでおり、10～15年後には全体の85%の建築構造事務所が廃業していると予想される。
- ・ 建築構造設計業界の次世代を担うであろう30、40歳台の技術者が不足しているため、10～15年後には建築構造設計業界のキャパシィは現在よりも更に縮小している。
- ・ 法改正後、構造設計業務時間は大幅に増加したが、構造設計報酬の増加は少ないため、各事業所の経営状況は悪化している。そのため、経営者のマインドも低下している。
- ・ 建築構造設計事務所員の所定基準内給与は建設産業従事者と比較して10.5%程度低い。
- ・ 建築学科の学生が構造コースを選択しなくなっただけから久しい。このままでは、日本から建築構造設計者が消える可能性が十分にある。

§ 4 建築構造設計業界の衰退が社会に及ぼす影響について

建築確認申請物件数を法改正以前と比較した場合、最近物件数が回復基調にあるとはいえ、法改正以前の水準に回復しているとはいえない。その原因のひとつとして、構造設計業界のキャパシィの減少があることは確実であるが、それが数字で示されたことがないため、今まで議論になったことはない。しかも、このままであればそのキャパシィは確実に年々減少していくことが、本アンケート結果から読み取れる。それは、次世代を担う若手技術者が不足しているからである。また、それは、建築学科の学生が構造設計者を目指さなくなったために、若手構造設計者の供給が出来ないことが原因である。

本アンケート結果から類推すれば15～20年後には日本人の構造設計者は極少数となり、国外の力を借りない限り日本で建築設計をすることは難しくなることは明白である。そうすれば、当然ながら、建物の設計品質や着工件数の減少にも直結し、構造設計業界だけの問題だけではなく日本の建設産業業界全体の問題であり、今、当事者として警鐘を鳴らす義務があると考える。

§ 5 建築構造設計業界改善のための告示1206号に関するお願い

そのような事態を避けるためには、若手の構造設計者を育成する事が必須となるが、そのためには構造設計者が、建築学科の学生が目指す、魅力ある職業にならなければならない。魅力のある職業とは、十分やりがいがあり誇りのもてる職業であるとともに、それに見合った報酬を得られることであろう。

設計報酬は現在改定作業中の告示1206号で基準が示されるものと思われるが、上記状況が改

善されるような内容を盛り込んで頂きたくお願い申し上げます。

§ 6 別添資料

「東北地方における建築構造設計業界の現状把握と改善行動のためのアンケート
結果のまとめ」